

(表)

借地権以外の権利の申告書

年 月 日

権 利 者	ふりがな 住 所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 年 月 日		
	ふりがな 氏 名		電 話	
土 地 所 有 者	ふりがな 住 所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 年 月 日		
	ふりがな 氏 名		電 話	

東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理事業

施 行 者 江 戸 川 区

代 表 者 江 戸 川 区 長 殿

次表の土地の 全部・一部 平方メートルについて、下記の内容の 権を有することを申告します。

年 月 日 登 記 簿 登 記 事 項					
町 丁 目	地 番	地 目	地 積 (m ²)	摘 要	所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名

記

町 丁 目	地 番	地 積 (m ²)	契 約 年 月 日	摘 要

備考

- 1 申告に係る権利の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「申告に係る権利の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 2 土地所有者が連署せず、権利を証する書面を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 3 権利者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」欄は記載しないでください。
- 4 権利の合計地積が、その権利が存する土地の登記地積よりも大きい場合は、土地の登記地積を基準として各権利地積を按分します。
- 5 本借地権以外の権利の申告書は、権利者又は土地所有者が申告時点から変更となった場合においても、南小岩七丁目のまちづくり事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）において継続して有効なもののみなします。よって、本借地権以外の権利の申告書にかかわる権利が、譲渡など（相続を除く）により権利者が変わる場合は、変更となる権利者は権利変動届出書（相続の場合は相続届出書）を提出する必要がありますので、必ず変更となる権利者に本借地権以外の権利の申告書の内容について説明してください。
- 6 権利者、土地所有者双方が署名の上、双方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、旅券の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類））を添付してください。

(裏)

権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 1 権利が1筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 2 権利が1筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、測量図の添付または「権利部分の位置見取図」欄を記載してください。見取図に次の事項を記載してください。
 - (1) 権利の目的となっている土地の1筆全部と、これに接する道路、水路等
 - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さや筆界からの距離
 - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、その位置及び形状
 - (4) 方位
- 3 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さや筆界からの距離を記載してください。

(記載例)

